平成２４年（フ）第１６１１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田134番地の15　サンポール幸和503号
債務者　久徳　照彦
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３１号
名古屋市西区児玉２丁目16番９号　ホワイトハウスⅡ102号、従前の住所名古屋市西区児玉２丁目17番36号　ライオンズマンション浄心603号
債務者　佐藤　生年
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３８号
愛知県東海市荒尾町西丸山７番地の８　エミナンス東海218号、従前の住所愛知県東海市荒尾町神田18番地の１
債務者　深谷　　知
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０８号
愛知県一宮市大赤見字下河原1725番地グリーンガーデン205号
債務者　塩津　好雅
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９４号
香川県丸亀市土器町西６丁目120番地
債務者　古川　雅敏
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９５号
香川県丸亀市土器町西６丁目120番地
債務者　古川和歌子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０５号
香川県仲多度郡多度津町日の出町１番13―４号
債務者　石川　　源
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１１０号
香川県坂出市川津町3377―１　コンフォートエムザ103、住民票上の住所香川県坂出市旭町２丁目７番17号
債務者　中西ひろ子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２８６号
長崎県長崎市宿町34番地１　サンライフキャンパスピア長崎610
債務者　太田　政光
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
長崎県長崎市大浜町533番地７　大浜アパート２棟103号
債務者　カサブランカこと　里　　祐子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
長崎県諫早市飯盛町中山738番地　ピース・ガエルネ203号
債務者　鳥越　充人
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
長崎県大村市荒平町1538番地10、前住所長崎県大村市三城町985番地５
債務者　福山佐智香
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
長崎県大村市水田町1486番地、前住所長崎県諫早市高来町船津891番地
債務者　髙次　美樹
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
長崎県諫早市平山町69番地１　ガーデンハウス山口１号、前住所長崎市田中町105番地１コアマンション長崎ネクステージ1110号
債務者　本田　久子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
長崎県大村市三城町1011番地　市営三城アパートイ棟204号、前住所長崎県大村市西三城町15番地12
債務者　稲井しずか
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６１０号
宮城県多賀城市大代５丁目８番１号　橋本荘１―１号、従前の住所宮城県多賀城市大代５丁目９番50号
債務者　武田　利勝
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６６号
仙台市宮城野区岩切３丁目12―10　菖蒲沢アパート101、住民票上の住所宮城県多賀城市山王字北寿福寺１番地の69
債務者　菊池かおり（旧姓寧）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係